

部落解放月間

7月10日～8月9日は部落解放月間です。

部落解放月間は「同和对策事業特別措置法」が施行された昭和44年7月10日を忘れず、県民みんなで部落差別をなくしていく意識を高めようという目的で、昭和48年に制定されました。

部落解放月間制定から約40年、この期間中、県や町では一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深めていただくように、研修会や講演会などさまざまな啓発活動を行っています。

このごろ、同和問題が見えない、見えにくくなった、同和問題は解決されたという声さえ聞かれますが、現在も差別落書きや差別発言などが後を絶ちません。

本町でも平成17年には大山口駅での差別落書きが、平成18年には観光農園での差別発言が発生しています。また、ここ3年間連続して「電話での差別発言事件」、「電話による同和地区の問い合わせ」、「訪宅時での差別発言」などの差別事案が発生しています。さらに今年の3月には、鳥取県内でも例を見ない「差別はがき投函事件」が発生しました。

このように、部落差別につながる事案は、現在も依然として続いています。「差別をなくすためのメッセージ」を2ページに載せていますので、ぜひともお読みください。

今年も、県や町では月間に合わせて啓発活動に取り組みます。みんなで部落差別をはじめとするすべての差別をなくしていくために、ぜひご参加ください。

ご案内

ハンセン病パネル展について

ハンセン病に対する正しい知識と理解を深め、患者や元患者への偏見と差別の解消を図るため、ハンセン病パネル展を行います。

お気軽にお出かけください。

- ◆日時 7月16日(火)～7月19日(金)
8:30～17:15
(開館時間内にご覧いただけます)
- ◆場所 大山町人権交流センター (ロビー)

第2回

大山町みんなの人権セミナー

【主催】

大山町、大山町教育委員会、大山町人権・同和教育推進協議会

| 日 時 | 場 所 | 内 容 |
|-------------------------|-------------|--|
| 7月23日(火) 19:30～21:00 | 役 場 大山支所 | ●7月10日から8月9日は“部落解放月間”です 「鳥取県内であいつく差別事件に学ぶ」 講師 下吉 真二さん(部落解放同盟倉吉市協議会副委員長) |
| | | ☆講師からのメッセージ 私たちの常識を覆す差別行為が発生している現状を知るとともに、きわめて悪質な確信的差別行為に歯止めをかけ、その被害者を救済し、支援するために私たちに何が求められているのか、一緒に考えてみませんか？ |

- ①託児(対象は小学校入学までのお子さん)を希望される場合は、開催日の4日前までに
お子さんのお名前・年齢を添えて、人権推進課に申し込んでください。
- ②手話通訳を希望される場合は、開催日の14日前までに人権推進課に申し込んでください。

申込み先 大山町人権推進課(人権交流センター内)

☎0859-54-2286 / FAX 0859-54-2413

- ③この講座は、とっとり県民カレッジの連携講座です。
- ④スタンプラリー実施中です。